資　料　１

東北地方整備局事業評価監視委員会規則の改定について

平成２３年１０月１８日
国土交通省　東北地方整備局

事業評価監視委員会規則改定について

■国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（Ｈ２３．４．１施行）抜粋

第６　事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

１　事業評価監視委員会の設置

再評価の実施主体の長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、事業評価監視委員会を設置するものとする。事業評価監視委員会は、地方支分部局等、都道府県、政令指定都市又は独立行政法人等ごとに原則として１つ設置するものとするが、都道府県又は政令指定都市については、必要に応じ事業種別を勘案して複数設置することができるものとする。なお、自ら事業評価監視委員会を設置する方法に代えて、独立行政法人等は地方支分部局等の事業評価監視委員会に、市町村等（政令指定都市を除く。）は都道府県の事業評価監視委員会に、地方公社又は民間事業者等は地方公共団体の事業評価監視委員会に依頼する方法も採りうるものとする。

２　事業評価監視委員会における審議対象事業

事業評価監視委員会は、再評価の実施主体が再評価を実施する全ての事業の対応方針（原案）について審議するものとする。

■道路事業・街路事業に係わる再評価実施要領細目（Ｈ２２．４．１施行）抜粋

第１　再評価の対象とする事業の範囲（実施要領第２関連）

対象とする事業は、新設・改築事業（独立行政法人等施行事業、高速自動車国道及び一般国道に係る事業並びに地方道及び街路に係る事業等に係るもの）とする。

ここで、独立行政法人等施行事業には、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が行う事業を含むものとする。

第３　再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存（実施要領第４関連）

１　複数の事業が一体となって実施される事業の再評価の実施

複数の道路事業あるいは道路事業と他の事業が一体となって実施される（予定も含む）事業（以下「複合事業」という）については、各事業の再評価実施主体が協議の上、当該複合事業の再評価の実施手続のうち必要な事項を定めるものとする。この場合、再評価の実施時期に係る事業採択は、原則として先行した事業のものとする。

第５　複合事業に関する事業評価監視委員会の設置方法等（実施要領第６関連）

複合事業については、各事業の再評価実施主体が協議の上、当該複合事業に関する事業評価監視委員会の設置方法等を定めるものとする。

国東整企画第~~１~~４５号
国東整港計第~~１~~１２号

東北地方整備局事業評価監視委員会規則を次のように定める。

平成~~２２~~２３年　~~４~~１０月　~~５~~１３日

東北地方整備局長　~~青山　俊行~~徳山　日出男

東北地方整備局事業評価監視委員会規則

（趣旨）

第１条　本規則は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」（平成~~２２~~23年４月１日付け国官総第~~３６７号の２~~2367号、国官技第~~３６９号の２~~2422号、国土交通事務次官通達。以下「再評価実施要領」という。）、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」及び「国土交通省所管いわゆる「その他施設費」に係る事後評価実施要領」（平成~~２０~~23年~~７~~4月１日付け国官総第~~１６４号の２~~2367号、国官技第~~４７号の２~~2422号　国土交通事務次官通達。以下「事後評価実施要領」という。）に基づいて東北地方整備局（以下、「整備局」という。）に設置する東北地方整備局事業評価監視委員会（以下、「委員会」という。）の事務、委員、組織、運営その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第２条　委員会は、東北地方整備局長（以下、「局長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

一　整備局が作成した再評価及び事後評価を実施する事業の一覧表及びその事業に対する対応方針（原案）及び対応方針（案）の提出を受け、審議対象事業について、再

評価実施要領又は事後評価実施要領に基づく再評価及び事後評価システムの運用状況等について報告を受けること。

二　再評価審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針（原案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、局長に対して、意見の具申を行うこと。

三　事後評価審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針（案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、局長に対して、意見の具申を行うこと。

あわせて、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しに対しても審議を行い、その必要があると認めたときには、意見の具申を行うこと。

（委員会の委員及び組織）

第３条　委員は、地域の実情に精通した、公平な立場にある有識者のうちから、局長が委嘱する。

２　委員会は、原則として１１人以内で組織する。

３　地域の実情及び専門的な分野を適切に反映した委員会運営とするため、適宜、地域又は専門分野担当の委員を委嘱することができる。

４　委員の任期は、２年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、再任されることができる。ただし、委員の任期は通算で 6 年を超えることができない。

６　委員は、非常勤とする。

７　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

８　委員長は、会務を総理する。

９　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（運営）

第４条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、審議方法を定めた東北地方整備局事業評価監視委員会運営要領を定める。

（委員会の庶務）

第５条　委員会の庶務は、東北地方整備局企画部企画課及び港湾空港部港湾計画課において処理する。

（その他）

第６条　整備局以外の事業主体が実施する事業が、整備局が実施する事業又は実施した事業と密接に関連しており、一連の事業として、共同で再評価又は事後評価を実施することが効率的な場合は、当該事業の事業主体の長と局長は協議し、当委員会の審議対象とすることができる。

（施行）

第~~６~~７条　本規則は、平成~~２２~~２３年　~~４~~１０月~~５~~１３日から施行する。

２　本規則の施行に伴い、「東北地方整備局事業評価監視委員会規則（平成２２年~~３~~４月~~２３~~５日　国東整企画第~~２０６~~１号、国東整港計第~~３５~~１号）」は、廃止する。

国東整企画第４５号
国東整港計第１２号

東北地方整備局事業評価監視委員会規則を次のように定める。

平成２３年１０月１３日

東北地方整備局長 徳山　日出男

東北地方整備局事業評価監視委員会規則

（趣旨）

第１条　本規則は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」（平成 23 年 4 月 1 日付け国官総第 367 号、国官技第 422 号、国土交通事務次官通達。以下「再評価実施要領」という。）、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」及び「国土交通省所管いわゆる「その他施設費」に係る事後評価実施要領」（平成 23 年 4 月 1 日付け国官総第 367 号、国官技第 422 号　国土交通事務次官通達。以下「事後評価実施要領」という。）に基づいて東北地方整備局（以下、「整備局」という。）に設置する東北地方整備局事業評価監視委員会（以下、「委員会」という。）の事務、委員、組織、運営その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第２条　委員会は、東北地方整備局長（以下、「局長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

一　整備局が作成した再評価及び事後評価を実施する事業の一覧表及びその事業に対する対応方針（原案）及び対応方針（案）の提出を受け、審議対象事業について、再評価実施要領又は事後評価実施要領に基づく再評価及び事後評価システムの運用状況等について報告を受けること。

二　再評価審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針（原案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、局長に対して、意見の具申を行うこと。

三　事後評価審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針（案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、局長に対して、意見の具申を行うこと。

あわせて、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しに対しても審議を行い、その必要があると認めたときには、意見の具申を行うこと。

（委員会の委員及び組織）

第３条　委員は、地域の実情に精通した、公平な立場にある有識者のうちから、局長が委嘱する。

２　委員会は、原則として１１人以内で組織する。

３　地域の実情及び専門的な分野を適切に反映した委員会運営とするため、適宜、地域又は専門分野担当の委員を委嘱することができる。

４　委員の任期は、２年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、再任されることができる。ただし、委員の任期は通算で 6 年を超えることができない。

６　委員は、非常勤とする。

７　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

８　委員長は、会務を総理する。

９　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（運営）

第４条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、審議方法を定めた東北地方整備局事業評価監視委員会運営要領を定める。

（委員会の庶務）

第５条　委員会の庶務は、東北地方整備局企画部企画課及び港湾空港部港湾計画課において処理する。

（その他）

第６条　整備局以外の事業主体が実施する事業が、整備局が実施する事業又は実施した事業と密接に関連しており、一連の事業として、共同で再評価又は事後評価を実施することが効率的な場合は、当該事業の事業主体の長と局長は協議し、当委員会の審議対象とすることができる。

（施行）

第７条　本規則は、平成２３年１０月１３日から施行する。

２　本規則の施行に伴い、「東北地方整備局事業評価監視委員会規則（平成２２年４月５日 国東整企画第１号、国東整港計第１号)」は、廃止する。